

## 建設工事等 入札・契約制度の概要

倉敷市

### 1 発注方式

倉敷市における建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の発注方式は次のとおりです。

なお、入札は、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札により実施します。

業 務 区 分		入札方式
建設工事	設計金額 1,000 万円以上	一般競争入札（条件付）
	設計金額 1,000 万円未満	指名競争入札
測量、建設コンサル タント業務等	設計金額 1,000 万円以上	一般競争入札（条件付） 又は 指名競争入札
	設計金額 1,000 万円未満	指名競争入札

### 2 一般競争入札

#### (1) 対象

- ・設計金額 1,000 万円以上の建設工事
- ・設計金額 1,000 万円以上の測量、建設コンサルタント業務等（年間数件程度）

#### (2) 入札公告

入札公告は、原則として金曜日（同日が祝日の場合は翌開庁日）に公表します。

#### (3) 公表場所

入札公告は、次の場所で閲覧できます。

- ・入札情報公開システム
- ・契約課窓口
- ・市役所本庁及び各支所掲示板

#### (4) 共通事項

公告に共通する事項は「一般競争入札（条件付）公告共通事項」に定めています。

#### (5) 入札参加資格

入札に参加することができる者は、市に入札参加資格を有する者のうち入札公告で定めた要件に該当する者です。

#### (6) 地区要件

土木一式工事及び建築一式工事のうち設計金額 1,000 万円以上 1 億円未満の工事、及び解体工事のうち設計金額 1,000 万円以上 5,000 万円未満の工事については、金額帯に応じ、市内をいくつかの地区に分割した地区要件を設定しています。（特殊工事を除く。）

#### (7) 入札参加表明

設計図書のダウンロードを行ったうえで、電子入札システムで入札参加表明の登録を行ってください。入札参加表明を行っていない場合は入札に参加できません。

#### (8) 入札参加資格審査

開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者の決定を行います。（事後審査

方式)

落札候補者になったにもかかわらず、入札参加資格審査申請を行わない場合及び入札参加資格審査で失格となった場合は、指名停止措置の対象とする場合がありますので入札参加資格要件を十分確認のうえ応札してください。

### 3 指名競争入札

#### (1) 対象

- ・設計金額 1,000 万円未満の建設工事
- ・測量、建設コンサルタント業務等（一般競争入札及び随意契約以外）

#### (2) 指名通知

指名通知は、原則として金曜日（同日が祝日の場合は翌開庁日）に電子メールにより通知します。

#### (3) 指名業者の公表

指名業者は事後公表で、落札決定後に入札情報公開システム及び窓口で公表します。

開札前に指名業者を知ろうとする行為は指名停止の対象となりますので厳に謹んでください。

### 4 設計図書の交付

#### (1) 設計図書の交付

指定した期間内に電子入札システムからダウンロードすることで交付します。

#### (2) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問は、所定の様式によりファクシミリで契約課に送信してください。回答は入札情報公開システムに掲載することによって行います。

### 5 予定価格

設計金額が 1 億円以上の建設工事は事後公表とし、設計金額が 1 億円未満の建設工事及び全ての測量、建設コンサルタント業務等は事前公表とします。

### 6 入札手続

#### (1) 入札書の提出

電子入札システムに入札金額を登録することにより入札書を提出してください。また、同時にくじ番号（「000」を除く任意の3桁の数字）の登録を行ってください。

#### (2) 入札保証金

免除

#### (3) 入札の辞退

入札金額を登録する前であれば、電子入札システムで辞退の登録を行うことにより入札を辞退することができます。

入札金額を登録した後の辞退は原則として認められませんが、やむを得ないと認められる場合は所定の様式により辞退届を提出することにより辞退を認める取扱いとしています。

なお、いかなる場合でも開札執行後の入札の撤回等はできないので注意してください。

#### (4) 入札回数

入札回数は最高 2 回（予定価格を事前公表するものは、1 回）です。

## (5) 再度の入札

開札の結果、落札（候補）者がいない場合において、直ちに再度の入札をするときは、最初の入札に参加した者に限り参加することができます。なお、再度の入札の受付締切及び開札は、原則当日の午後3時としています。

## (6) 共同企業体の入札参加

共同企業体での入札参加を指定した工事等の場合は、設計図書のダウンロード、入札参加表明及び入札金額の登録は第1構成員の電子入札用ICカードを使用して行ってください。

## 7 入札金額内訳書

### (1) 入札金額内訳書の提出

建設工事については、入札金額の登録の際に、入札金額内訳書を電子入札システムに添付してください。ただし、再度の入札（予定価格を事後公表する場合の2回目）では、入札金額内訳書の添付は不要です。

### (2) 様式の交付

電子入札システムからダウンロードすることで交付します。下記のとおり、工事件名の誤記等は失格になりますので、ダウンロードした様式を使用してください。

### (3) 無効又は失格

入札金額内訳書が添付されていない入札は無効になります。また、必要項目への記入漏れ等がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を失格とします。

## 8 最低制限価格制度

契約課で入札を行う建設工事、測量、建設コンサルタント業務等及び造園業務委託には最低制限価格を設定しています。ただし、随意契約を除きます。

最低制限価格の算定方法は、倉敷市建設工事等最低制限価格取扱要領のとおりです。

## 9 低入札価格調査制度

上記にかかわらず、低入札価格調査基準価格を設けた場合には、低入札価格調査基準価格を下回る落札（候補）者に対して倉敷市低入札価格調査実施要領に基づき調査を行います。

## 10 落札（候補）者の決定

### (1) 開札

開札は、一般競争入札にあつては入札公告に定めた日時、指名競争入札にあつては入札説明書に記載した日時に電子入札システムを利用して行います。

### (2) 入札の立会・傍聴

入札参加者のうち立会を希望する者は立ち会うことができます。

また、開札の傍聴を希望する者は傍聴することができます。

立会又は傍聴を希望する場合は開札執行時間の10分前までに所定の申込書に必要事項を記入し契約課に提出してください。

### (3) くじによる落札（候補）者の決定

落札（候補）者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札（候補）

者を決定します。くじは、入札金額登録時に入力したくじ番号及び到着ミリ秒を利用した電子くじにより行います。

同入札時の順位の設定方法は、契約課ホームページの「電子入札」のページを参照してください。

#### (4) 配置可能技術者数を上回る件数の入札に参加する場合

同時に自社の配置可能技術者数を上回る件数の入札に参加することは可能ですが、落札（候補）者となったことにより配置可能な技術者が不足する状態となった場合は、それ以後に開札を行う入札について直ちに入札辞退届を提出してください。

特に開札執行が同日に行われる場合は、必要に応じて開札執行の傍聴等を行うなど開札結果を逐次確認し、技術者の不足により契約の締結ができないこととならないよう注意してください。

#### (5) 落札制限

建設工事の入札において、予定価格が1億5千万円以上の工事を3件落札した者は、以降、当該年度内は、予定価格1億5千万円以上の工事の入札に参加することはできません。

#### (6) 高落札率調査

落札率が97%以上となった場合及びそれ未満でも市長が特に必要と判断した場合には、落札決定を保留し入札参加者全員に対して調査を行います。

#### (7) 入札結果の公表

入札結果は、入札情報公開システム及び契約課窓口で公表します。

### 11 契約締結

#### (1) 契約書の作成

落札決定から2週間以内に契約を締結します。落札者となった場合は、早めに契約課窓口で書類の交付を受け、速やかに契約手続をしてください。

#### (2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、請負者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。契約保証金は、前払金保証会社の保証、保険会社の履行保証保険（定額てん補特約方式に限る。）又は公共工事履行保証、銀行保証に代えることができます。

また、過去2年間に国又は地方公共団体と同種同規模の契約を2回以上締結してこれらをすべて誠実に履行した場合は契約保証金の納付を減免できる場合があります。

上記減免規程は、契約金額500万円以上の工事及び契約金額200万円以上の測量、建設コンサルタント業務等の場合は、適用しません。

契約保証金は工事（業務）完了後に請負者からの請求により返還します。

### 12 技術者等（建設工事）

#### (1) 現場代理人

市の発注する建設工事においては、請負者は、現場代理人を配置しなければなりません。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行い、請負者の一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使するものとします。

現場代理人は、複数の工事の現場代理人を兼ねることはできません。（一定の要件を満たす場合を除く。）また、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がない者や営業所専任技術者は現場代理人

になることはできません。

## (2) 主任技術者等

建設工事においては、請負者は、建設業法に定める主任技術者等を置かなければなりません。請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事現場には、必ず専任の技術者を配置してください。

また、市から直接工事を請け負い（元請）、そのうち 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上を下請契約して施工する場合及び市が入札公告において指定する場合は監理技術者を置かなければなりません。技術者等の配置については、契約課ホームページの「お知らせ」のページ「倉敷市発注工事への現場代理人及び主任技術者等の配置について」を参照してください。

## 13 前金払

### (1) 前金払

請負代金額 300 万円以上の工事及び測量、建設コンサルタント業務等の場合、前払金保証会社の保証を条件として前払金を支払うことができます。

- ・工事の場合は、請負代金額の 10 分の 4 以内（10 万円未満は切り捨て）
- ・測量、建設コンサルタント業務等の場合は、請負代金額の 10 分の 3 以内（10 万円未満は切り捨て）

### (2) 中間前金払

請負代金額が 1,000 万円以上の建設工事については、上記の前払金に追加して請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金を支払うことができます。ただし、部分払のできる工事は中間前払金を請求することはできません。

中間前払金の請求手続については、契約課ホームページの「お知らせ」のページ「中間前払金制度について」を参照してください。

## 14 不正行為等

### (1) 談合等の場合の賠償金

談合その他の不正行為があった場合は、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として徴します。また、その場合は、入札を無効とすることがあるほか契約解除を行う場合があります。

### (2) 指名停止

倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に該当した場合は、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うこととしています。

入札の公告日又は指名通知日から落札者が決定するまでの間に指名停止を受けている場合は入札に参加することはできません。また、指名停止期間中は本市発注工事等の下請をすることもできません。

## 15 暴力団関係者の排除

### (1) 公共工事からの暴力団排除

暴力団、暴力団員、またこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者は、市の入札に参加することはできません。また、それらの者は、元請下請を問わず市の発注する建設工事に参加することはできません。

## (2) 誓約書の提出

市が発注する契約金額が 130 万円を超える建設工事の施工に携わる業者の方は、公共工事請負契約又は下請契約の発注者に対し「自らが暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書」を提出しなければなりません。元請負人の方は市との契約締結時に、下請負人の方（第 6 次下請まで）は当該下請契約の発注者（元請負人等）に誓約書を提出してください。

## 16 入札参加資格審査

毎年 2 月に入札参加資格審査申請の受付を行っています。建設工事等の入札に参加するためには、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載される必要があります。名簿の有効期間は、6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までです。

## 17 変更届

市へ登録した内容が変更になった場合は、その都度、遅滞なく必要書類を添付した変更届を提出してください。提出書類等については、契約課ホームページの「様式集」のページ「変更届提出要領・様式」を参照してください。

## 18 発注見通しの公表

建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等については、四半期ごとに発注見通しの公表を行っています。